



**17 越ヶ谷宿～粕壁宿**  
 埼玉県越谷市  
**大林～千間台**  
 ( 歩行距離 1819m 23分 )  
 歩く地図でたどる日光街道  
<http://nikko-kaido.jp/>  
[JZE00512@nifty.ne.jp](mailto:JZE00512@nifty.ne.jp)



秋田炉

**秋田炉**  
 「上まくり入口角の茶屋に多く雁来紅(はげいとう)を栽て見事也」天保14年(1843)(日光駅程見聞雑記)「此所鰻の名物なり、売店3,4軒あり」「うなぎ・なます名物」嘉永3年(1851)(日光道中行程記安見絵図)「マクリ村此里家数少し有りて蒲焼きの名物なり、乍去ちと高値なりし...」享和2年(1802)(東案内記)「間久里 茶屋秋田屋七郎衛門ノ庭 御駕立 鰻名物」天保8年(1837)遠藤奉慶  
 なかでも「秋田屋」は、秋田の殿様・佐竹侯が参勤交代の際、必ず立ち寄って道中名物の蒲焼きに舌鼓を打ち、自分専用の秋田炉という座敷を建てたといわれている。  
 また、元荒川は後の河川改修で、間久里の遠く西南に流れを変えました。マンションの先の同家の高い松が目印。

**間久里の立場**

ここは越ヶ谷宿と粕壁宿のほぼ中間にあたり、旅人の休憩所である立場が設けられ、茶屋が8軒並んでいたのが、「八軒茶屋」と呼ばれていた。当時、立場のすぐ横を流れていた元荒川でとれるウナギを出す店があり、道中名物でした。「これより下間久里、上間久里村なる土橋のそばのかけ茶屋に休みけるに、垣に朝がおの花盛りを見しに。あさがほや垣にそなはる花の色」(上野下野道の記)

**道中の持ち物**

矢立、扇子、糸と針、日記手帳、櫛と鬢付け油、提灯、蠟燭、洗濯物をかける麻綱、胴乱(印籠、薬、銭などを入れる)、物を引っかけるための鉤などを持ち歩いた。  
 また文政3年(1820)の「諸国行旅大日本道中指南車」には、衣類、頭巾、股引、脚絆、足袋、手甲、下帯、三尺手拭などが旅先の持ち物と記されています。  
 「旅の所持品はできるだけ少なくすべきである。所持品が多いと忘れ物が多く、かえって煩わしくなる」『旅行用心集』旅は徒歩が中心でしたから、必要最小限度の必需品を小さな振り分け荷物にしていました。  
 下着類は途中で川などで洗い、洗ったものは油紙で包むか、または旅籠で洗い、持参した麻綱に干していた。着替えの着物もせいぜい一着、下帯は2本程度だった。



左に松崎ダルマ

**東武鉄道大袋駅**  
 明治時代に、恩間、大竹、大道、三ノ宮、袋山、大林、大房の7カ村と恩間新田が合併し、新たに「大袋村」となった。駅名はこの村から命名され、この名は4カ村の「大」と袋山の「袋」を重ねてつけられた。「袋」は、柳田国男著「地名の研究」によれば、水に関係のある地名に多いようです。

**7 下間久里一里塚**  
 日本橋から7里の一里塚。痕跡が全くない。新井敏夫さん宅の前?。正確な所在地をご存じの方はご連絡下さい。  
[JZE00512@nifty.ne.jp](mailto:JZE00512@nifty.ne.jp)まで

**間久里の由来**  
 「久しい間の里」が有力。昔はひとつの里でしたが、江戸期から東照宮に近い方が上(かみ)、江戸に近い方が下(しも)に分かれて現在に至っています。間久里の名は条里制の名残とも言われている。もとは「蔭里(まくり)」と表し、農家の共同作業の場所であったとも言われている。しかし、説得力があるのは、ほかの集落から離れた「久しい間の里」で間久里。あるいは、沼沢地で、ススキに似た真菰(まこも)が生い茂っていたので「真菰里(まくり)」が転じて間久里になったとする説。いまはすっかり宅地化されましたが、ひと昔前までは周辺の人々から「間久里のムジナ」にばかされるなと、半分本気で語られていたという。下間久里「佐保姫や 空恥かしき 下まくり」そして上間久里「上まくり はかまばかりや つくづくし」

元荒川から別れた古奥州道  
 歩道がない  
 長野コーポ  
 越谷だるま中村商店



香取神社

**香取神社**  
 下間久里村の総鎮守。下間久里に伝わる無形文化財指定の獅子舞は毎年天候にかかわらず7月15日に行われる。夜の獅子舞は、下間久里と隣の大沢村(現在の北越谷)との村境の辻で、煙を荒らす悪霊どもを、隣村の大沢へ追い払う剣舞(辻斬りの舞)で終わる。  
 この獅子舞は、太夫獅子、中獅子、女獅子の3頭1組で舞うもので、江戸時代初期から行われ、獅子舞の宗家ともいわれる雨下無双角兵衛流で、俗に「さらさ獅子」ともいわれている。

**名主**  
 江戸時代の村役人で地方三役のひとつで町役人の代表者です。町名主、町庄屋、支配名主ともいいます。  
 村役には名主が村政全体を代表し、組頭がその補佐役、百姓代が監査役とされる。名主は身分としては百姓であるが、一般農民よりは一段高い階層に属し、その屋敷に門を構えたり、母屋に式台を設けることができ、着衣や履き物にも特例が許されていた。  
 名主は日常業務を自宅で行い、組頭などの村役人が集まり、年貢・村入用の領り当てをしたり、領主から命ぜられる諸帳簿や、村より領主への願書類などの作成にあたった。また、領主から触書、廻状類は、それを帳面に書き写したうえで、原文を定使に命じて隣村へ持って行かされた。ほとんどの公文書には名主の署名・捺印が必要とされ、村人相互の土地移動にも名主の証印が必要とする場合が多かった。

**木賃宿**  
 江戸時代以前の街道筋で、燃料代程度もしくは相応の宿賃で旅人を宿泊させた最下層の旅館。  
 大部屋で自炊が原則で、寝具も自己負担が珍しくなく、棒鼻とよばれた宿場町の外縁部に位置した。食事は宿泊客が米などを持ち込み、新代相当分を払って料理してもらった。  
 木賃の木とはこの薪、すなわち木の代金の宿ということから木賃宿とよばれた。木賃宿ともいい、小人宿、職人宿を含む場合もある。



信号の先が下間久里一里塚